■発行・昭和五十七年七月一日 第十四号 ■発行・英霊にこたえる会 東京都千代田区九段南一―六―五 日本遺族会気付・電話〇三(二六二)五五二一(代)振替口座・東京二―一六〇一八四

英霊にこたえる会だより

NO.14

公式参拝 現憲法下で実現

目的に向って弛まず努力

――英霊にこたえる会第8回総会終わる――

「英霊にこたえる会」第八回総会は、去る四月二十二日午後一時から東京九段会館に全国から集まった百六十人の代表と来賓に自民党代表の三原朝雄氏(衆)ら国会議員多数を迎えて開催された。総会では五十六年度決算、五十七年度活動方針・事業計画(別掲)、予算、会則の一部改正などを慎重に審議、いずれも原案どおり承認された。任期満了に伴なう役員改選では正副会長全員が再選された。

冒頭あいさつに立った井本会長は「戦没者を追悼し平和を祈念する日が制定されたことにより多少の前進はあったものの、会の趣旨が全国に遍く浸透しているとはいえない。今後とも目標に向かって一歩一歩近づいていきたい」と現状を分析し、十分な審議を要請した。

引き続き行われた来賓あいさつでは、自民党代表、三原朝雄氏が「靖国神社の国家護持を目的とする靖国法案の可決成立には、国民の理解と協力を得る態勢づくりも必要である。そうした点からも公式参拝実現という運動の火を消すことはできない。問題解決のため最大、最善の努力を誓う」。また、長谷川峻・英霊にこたえる議員協議会長は「先祖を祀ることは法律以前の問題、同志とともに更に精進したい」とあいさつ。

ついで五十六年度会長表彰が行われ、英霊顕彰運動に功労のあった百二十五の個人・団体に井本会長から表彰状と記念品が贈られた。

このあと、議案審議に移り、とくに活動方針、事業計画については活発な意見の交換が行われた。

特に地方自治体における玉串料公費支出や箕面市忠魂碑移転違憲判決などに関連して質問が集中、本部の意見をただしたのに対し「津の地鎮祭訴訟で示された民俗的な習俗習慣等は法律以前のもの、という最高裁判決理由に従い、揺ぎない運動の継続が望ましい」と見解を表明した。中には「公式参拝を実現するには憲法の改正が必要ではないか」という思いつめた意見もあったが、井本会長は「現憲法下でもできる。改憲しなければ運動が進まないなど、夢々考えないでほしい」と明快に答弁。八月十五日を目途に公式参拝実現をめざして強力な運動を展開し、政府にその実行を求める五十七年度の活動方針が決まった。

熱心に審議が行われた第8回総会

◆企画組織委を総務委に統合

組織変更では、運営委員会内で業務を分担してきた基本問題、企画、組織、広報の四委員会のうち、企画及び組織を統合して、新しく「総務委員会」を設けることになった。

これは企画および組織委員会の取り扱う事案が相互に関連したものが多く、殆んどの委員会を合同会議として開催する状態であるため、組織をより有効に運営する必要から、総務委員会を新設、これに統合したもの。

◆正副会長は全員再選

再選された正副会長は次の通り。

会長　井本臺吉氏
副会長　扇谷正造氏
同　有末精三氏
同　堀　深氏
同　浦野匡彦氏
同　塩月弥栄子氏

■井本　臺吉会長(いもとだいきち)　東大卒、司法省刑事局長、法務省刑事局長、最高検察庁公安部長、東京高検検事長などを経て昭和四十二年から検事総長昭和四十五年三月退職、弁護士開業。昭和五十年勲一等瑞宝章。七十七歳。

57年度 活動方針・事業計画

活動方針

本会は結成以来、英霊顕彰を訴え、積極的に国民運動を展開してきたが、わが国をめぐる情勢は益々こうした運動の重要性を増している。昨年は、とくに、靖国神社公式参拝の実現について、八月十五日を目途として強力な運動を展開し、一応の成果をおさめたが、なお、所期の目的を達成するまでには至っていない。

そこで、本年は決意をあらたにして二百五十万英霊の声に応えるため、以下の活動項目を策定し、積極的にこれを推進する。

一、靖国神社公式参拝の早期実現を図る。

地方議会の決議を促進することはもとより、閣議決定ないしは国会における決議を求める運動を一段と強力に展開する。また引き続き、閣僚、国会議員の参拝を求めるほか、本年からは、外国の貴賓、自衛隊の靖国神社参拝についても関係方面に強力に働きかけ公人の参拝実績をつみ重ね、その実現に邁進する。

二、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」(英霊の日)要項の周知徹底をはかる。

この日の制定については、その経緯、趣旨から一応評価し、広く一般にこの日に相応しい行事が実行されることを願う。とくに、本会は、この日を心情的に「英霊の日」と理解し、引き続き各種行事を通じ、要綱の周知徹底をはかり、国民的理解を深め、その定着に努める。

三、靖国神社国家護持の促進をはかる。

靖国神社国家護持については、英霊祭祀の伝統を堅持することを基本とし、靖国神社、「自民党靖国神社問題に関する小委員会」ならびに「英霊にこたえる議員協議会」等と具体的検討を進め、情況に即してその実現に向って邁進する。

四、英霊顕彰運動の普及をはかる。

英霊顕彰の意義を広く国民に訴えるため、効果的な広報活動と新規会員の獲得など組織の拡充強化の諸対策を中央、地方あげて実情に即し推進する。

五、財政の確立をはかる。

靖国神社境内で公式参拝請願の署名運動

事業計画

一、国会対策

靖国神社公式参拝の実現を図るため、「自民党靖国神社問題に関する小委員会」、「英霊にこたえる議員協議会」と連携をとり、全国大会、代表者会議、ブロック大会等を開催、さらに各都道府県本部及び会員等より理解ある野党議員を含めた地元国会議員に対し、積極的に働きかけを行い組織をあげて政府国会に対し閣議決定または国会決議を強力に要請する。

二、基本問題の調査

本会の基本問題に関する事項及び地方等で発生する緊急かつ重要な事項については、基本問題委員会で調査研究を行ない、本会趣旨等の普及徹底及び問題処理のため参考資料作成に努める。

三、組織対策

I、個人会員獲得の推進

①英霊にこたえる会が国民組織であるための具体的指標は、個人会員の数である。従って、会員が人口の1パーセントを下回る都道府県本部の絶無を期し、昭和57年度の都道府県本部の新規会員獲得目標を五千名以上とする。

②新規会員獲得のため、各参加団体毎に組織に即応した方法で積極的に勧誘し、会員数の増加を図る。

③地域の各種集会に支部役員が出席し、会員加入を呼びかけるなど支部組織を強化拡充するとともに参加団体に属しない地域住民を対象に個人会員の獲得を図る。

II、各都道府県における組織拡充強化

①組織活動の基礎である市町村支部結成を促進し、昭和57年度全国千五百市町村結成を達成する。

②中央、地方の連絡を密にし各種行事に講師、リーダーの派遣を積極化する。

③組織拡充と国民的基盤形成のため、全国的に未加入の団体に呼びかけ、参加団体の拡大に努める。

④地方組織の諸問題解決と組織状況を的確に掌握するため、必要に応じ中央、地方とも事務担当者会議を開催する。

⑤都本部を確立し、東京都における組織の拡充強化を図り積極的活動を推進する。

四、英霊顕彰運動

I、靖国神社公式参拝の実現を重点目標とし、国民世論の喚起結集に努め、積極的にその実現を推進する。このため手段を尽して世論の盛り上りを図るほか、特に「自民党靖国神社問題に関する小委員会」及び「英霊にこたえる議員協議会」と更に密接に連携をとり実現推進を図る。

勅使を迎え盛大に挙行

＝議員の参拝は定着化＝

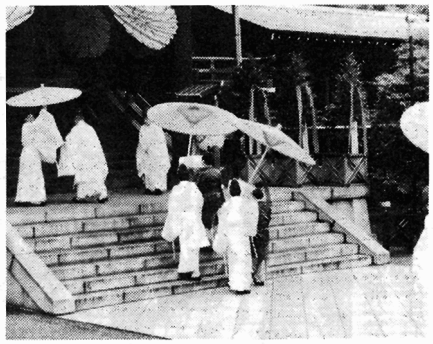

▲勅使のご参向を得て挙行された春の例大祭

春の例大祭

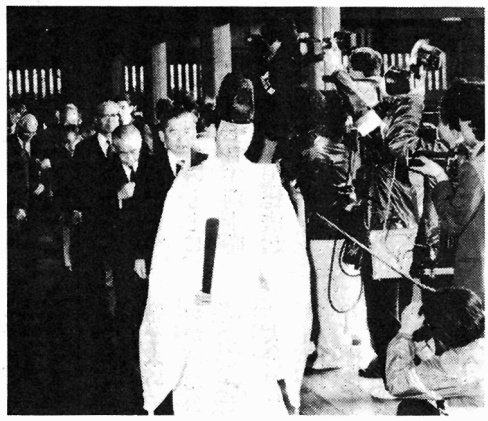

◀定着化した国会議員の集団公式参拝

靖国神社春の例大祭は、四月二十一日から四月二十三日まで、勅使のご参向をはじめ高松宮、同妃両殿下、三笠宮殿下、秩父宮妃殿下のご親拝をいただき、しめやかなうちにも盛大にとり行われた。

注目の鈴木首相は四月二十一日に参拝したが、「ボクは変わったことは嫌いでね」と、かたくなに私人参拝を押し通し、公式参拝を熱望する国民の願いを、またも裏切ることになった。

一方、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」（竹下登会長）は、当日祭の行われた四月二十二日朝、バスや黒塗りの車で要人参拝口に次々と集合、衆参両院議員あわせて百九十九人が雨でぬれた石だたみを踏んで当日祭に参列、集団参拝を行った。同会の集団参拝は、昨年春の結成以来、これで四回目。すっかり定着した恰好となった。

閣僚は独自に、坂田法務大臣、桜内外務大臣、箕輪郵政大臣、中川科学技術庁長官、伊藤防衛庁長官、初村労働大臣が参拝した。

徳永参議院議長も期間中に参拝し、首相を除いて公式参拝実現へのムードは着実に高まりつつあることを物語った。

II、各都道府県議会及び市町村議会で、まだ公式参拝の請願決議が得られないところは、引き続きその決議促進を図る。

III、公式参拝実現を求める請願署名運動は引き続き実施し、英霊顕彰の啓蒙を図ると共に会員獲得に資する。署名数の少ない都道府県本部は、一層努力する。

IV、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」については、地方自治体及び民間団体等と連携をとりつつ、本会としては心情的には「英霊の日」として運動を推進する。

V、慰霊顕彰行事

①靖国神社、護国神社の大祭、各都道府県、各市町村等における慰霊行事に際しては、本会代表及び会員は参加協賛し慰霊の誠を尽くす。

②靖国・護国神社、各地の慰霊碑等の護持奉賛のため尽力する。特に市町村では青年会等に本会の趣旨等の理解を促し、この種の行事に協力を要請する。

③八月十五日、本会主催の第七回全国戦没者慰霊大祭を靖国神社において執行する。また、この日を中心として、英霊顕彰の全国統一運動を計画実施する。

④各都道府県では、地域及び各参加団体の実情に即して、慰霊顕彰運動を積極的に展開し国民的気風の醸成に努める。

⑤戦没者遺骨収集及び戦跡巡拝については、可能な限り政府及び民間団体の計画に協力助成する。

五、広報対策

①公式参拝の完全実現と「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（英霊の日）の趣旨普及並びに新規会員の拡充を重点とし、主として戦後生れの者を対象として広報活動を積極的に展開するとともにマスコミ対策を推進する。

②新聞（中央紙、地方紙）雑誌（月刊誌、週刊誌）に意見広告を掲載するほか、機会があればテレビ・ラジオの利用に努める。

③ビラ、パンフ、リーフ等を適時作成配布。また会の統一ポスターを作る。

④靖国神社境内における広報活動及び東京都内の街頭広報活動は、東京都本部の担当とし、中央本部はこれに協力する。

⑤随時、新聞等への投書活動を行う。

⑥講演会、座談会、文化活動等を計画実施する。

⑦機関紙「英霊にこたえる会だより」を年三回発行し、会員に配布するほか広報活動に利用する。

⑧各都道府県本部、市町村支部等は、本会の名称、理念、活動方針等を書いた看板、懸垂幕等で、広報宣伝に努める。

六、靖国カレンダー刊行・頒布

昭和58年版カレンダーは従来の型式で、一応34万部の刊行、頒布を予定する。

七、その他

バッチ等の頒布普及や財政の確立、事務局体制の強化に努める。

首相の決断求めて総決起大会 7月7日 開催

英霊にこたえる会では、靖国神社公式参拝の実現は、いまや首相の決断ひとつにかかっているという現状認識のもとに、その決断を促すため、七月七日午前十時から東京・九段会館ホールで全国総決起大会を開くことにした。

昨年の総決起大会で気勢をあげる参加者

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が制定されて初めて迎える八月十五日に、国民の大多数が熱望し、自民党が党議決定している公式参拝の実行を強く求めようというものである。

大会には、全国から約千三百名の代表を集め、「鈴木首相の公式参拝実現」という大会方針を決議したあと、自民党本部八階ホールに会場を移し、党幹部の出席を求めて第二集会を開き、選挙公約にかかげた公式参拝の実行を要求することにしている。

大会翌日からは、各都道府県本部および参加団体の代表約百二十名からなる滞京者で推進本部を特設、政府や国会に対し一週間におよぶ波状運動を展開する予定。

このため、すでに九段会館に代表団を受け入れる宿泊施設を確保するなど、大会開催に向けて万全の態勢をととのえている。

今年こそ――8・15 公式参拝の実現を

第7回 全国戦没者慰霊大祭執行

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に制定された八月十五日午前九時半から、英霊にこたえる会主催の「全国戦没者慰霊大祭」が靖国神社でとり行われる。

二百五十万のみたまをお慰めすると共に、国として公式に参拝して欲しいという悲願をこめて続けられるこの慰霊大祭は、回を重ねて今年七回目を迎える。

会員の切実な願いが年と共に大きな輪となり、昨年の八月十五日には、超党派の国会議員で組織する「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」のメンバー百八名が公式に参拝した。閣僚も外遊中の大臣を除き全員が参拝するなど、マスコミが実質的な公式参拝と報ずるほどの昂まりをみせた。だが、鈴木首相はいまだに私的参拝の姿勢を崩さず、心ある国民を落胆させた。

今年こそ、首相の公式参拝を実現させようと全国総決起大会を開くほか、運動本部を特設して関係方面への働きかけを強力に展開することにしている。

また、八月上旬からは、四十七都道府県本部でも公式参拝の実現をはかるための全国統一行動を実施、日本遺族会青壮年部が中心となって、広報車による街頭遊説やチラシ配布などによって会の趣旨や公式参拝について国民の理解を深めることにしている。

伝えよう御霊の心

―戦没者追悼の日制定―

政府は四月十三日の閣議で、八月十五日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とすることを決定、同時に、政府主催の「全国戦没者追悼式」は引き続き行うことを決めた。

これは、昨年九月二十五日、総理府総務長官から、戦争で亡くなられた方々に思いを致し、平和を祈念する日を新たに設けることについて検討するよう要請を受けた「戦没者追悼の日に関する懇談会」（石川忠雄座長）が取りまとめた報告書をもとに、閣議で決定されたもの。

報告書の中で「国民が現に享受している繁栄は、多くの犠牲によってもたらされた平和の中でこそ達成できたことを忘れてはならない。国家・社会のために生命をささげられたこれら同胞を追悼することは、宗教・宗派、民族・国家の別などを超えた人間自然の普遍的な情感であり、その発露としての追悼の行事を行うことは、諸外国においても幾多の例を見るところである」と懇談会の考え方を明らかにした上で、八月十五日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」に制定することを答申した。

行事などについても、国民の一人一人が戦争で亡くなられた方々を追悼し平和を祈念すると共に、この「日」の意義について親から子へ、子から孫へと語り伝えられることを特に希望している。

英霊にこたえる会では、この決定について、戦没者の顕彰に触れられていないことに不満は残るものの、追悼すべきであるとした内容を一応評価するとともに英霊にこたえる会は、この「日」を心情的には「英霊の日」であると理解し、この日に相応しい会独自の多彩な行事を行っていく予定である。

曖昧な政府委員の見解

板垣正議員 忠魂碑 玉串料 で質問

板垣正参議院議員は、さる三月三十一日に開かれた参院内閣委員会で質問に立ち、箕面市忠魂碑判決に関連して、26年通達は現在も有効という見解に変りないか、とただしたのに対し、文化庁文化部宗務課長＝安藤幸男氏は「いまも廃止されていない」と26年通達が現在も生きていることを確認するむねの説明を行った。

同議員は、判決文に記載された「我が国の国民性は、宗教については極めて無節操で特異な民族。このような社会に政教分離の原則を根づかせるためには、原則を厳格に貫くことが必要」という点を指摘、戦没者を追悼することは宗教、宗派などを超えた人間自然の情感と答申した戦没者追悼の日に関する懇談会の心情とは、ほど遠いものであり、遺族にとってまことに残酷な判決と非難した。

行政の立場から配慮の余地はないか、とただした中で「戦没者慰霊祭に知事、市長村長、公務員が出席して香華、花輪、弔慰金などを贈ることは差し支えない」という26年通達の予算委員会で確認されたが、その見解に変りはないかと質問。安藤説明員が「政教分離の方針に反することのないよう注意するよう要請されているが、26年通達は廃止されておらない」と回答したもの。

同議員は引き続き玉串料について質問、自治省が文書等を通じて全国的な行政指導は行わなかったことを確認した上で、玉串料をめぐる係争問題も、根本は政府、法制局当局がはっきりした見解を示さないための要らざる混乱であると指摘、社会通念に従って客観的に判断すべきである、と判決した最高裁判断（津地鎮祭裁判）を基準として、法制局も前進した見解を示して欲しいと要請した。

これに対し内閣法制局第一部長＝味村治氏は「この最高裁判決に照らしても、違憲とも合憲とも判断することがむずかしい」とこれまでの見解を頑迷なまでに繰り返すばかり。一方で26年通達を有効と認め、他方で合憲か違憲かの判断はむずかしいと態度を曖昧にする政府、法制局側に運動を阻む原因のひとつがあることを示した。

運動に水差す監査請求

―自治体は請求却下の構え―

玉串料の公費支出は違法として地方自治体を対象に監査請求があいついで出され、国民的規模で盛り上りをみせる公式参拝実現の気運に水を差そうとしている。

玉串料公費支出をめぐって住民監査請求が出されたのは、これまでに岩手県、愛媛県、栃木県、長崎市などである。

いずれも玉串料の公金支出は憲法に違反したもので、各自治体が被った損害を返還するよう請求したもの。

こうなったのは、今年一月末、朝日新聞や一部地方紙が「靖国神社や護国神社に県費で玉串料を出していることについて、自治省が再考をうながしている」旨の記事を掲載したことが直接、間接の原因とみられている。

このため、一、二の自治体では、この種の支出を早々と中止することを決めるなど動揺がみられた。

本会では、報道記事に対する真相の究明を行い、自治省による行政指導は事実無根で、昭和26年文部次官等通達によって、この種の支出が合憲であることを改めて関係者に連絡した。

ただ、今回の問題は地方自治体に関するものであり、従来から地方自治体が26年通達により、地方住民の感情にのっとって自主的判断で実施してきたもので、こうした監査請求は、反対派がためにする以外の何ものでもない。すでに、岩手県では、六月二日却下されている。

次回から憲法論争

岩手・靖国違憲訴訟

岩手県議会が靖国神社公式参拝の実現を求めた議決は違法として争われている靖国参拝訴訟の第五回口頭弁論が六月三日、盛岡地裁で開かれた。被告側の高橋清孝県議会議長ほか39議員は、「被告は訴えの対象にならない」旨、重ねて準備書面を提出。これに対し海老沢裁判長は事実関係、法解釈について答弁書を提出するよう要請、被告側もこれを了承したため、次回（九月九日）から公式参拝の違憲性に反論する被告側答弁書をめぐって憲法論争に入る可能性が出てきた。

この訴訟は「公式参拝を望む県議会の決議は憲法違反、書類提出に要した印刷費、旅費を県に返還せよ」と井上牧師らが高橋議長らを相手取って起していたもの。

この日、被告側は「県費の支出に県議は関与しておらず、被告としての適格を欠き、訴えは不適当」と主張したが、裁判長の訴訟指揮に従い、答弁書を提出することにした。

箕面（みのお）の忠魂碑 大阪地裁判決について

公式参拝実現への機運が昂まるにつれて、反靖国勢力の動きも激しさを増している。地方自治体に対する住民監査請求（玉串料公費支出）の提出もその現われの一つ。箕面市の忠魂碑訴訟では、マスコミ論調の多くが、違憲判決を歓迎する姿勢をみせ、世論の左旋回を意図するもののように受け取られた。英霊にこたえる会は、こうした反靖国活動に対して、随時、適切な対策をとる予定だが、とりあえず、今回の忠魂碑判決の欠陥や問題点を指摘、活動の参考に供することにした。

◇自民党は箕面市全面支援

本年三月二十四日、大阪地裁（古崎慶長裁判長）は、箕面市が市費で忠魂碑を移転したのは憲法に反すると、市長・市教委らを相手に提訴していた同市在住の主婦らの訴えに対し「忠魂碑は宗教施設で、これに関する公費支出は政教分離原則に反し違憲である」とし、市長らは、市に約二千八百万円を支払えと、原告側の主張を全面的に認めた判決を言渡しました。

この問題は、下級審の判決とはいえ、わが国の一般的社会慣習を否定するばかりか、事件が単なる民事上の使用貸借の問題にしか過ぎないのに、きわめて粗雑な憲法解釈を行って、徒らに社会的混乱をまきおこし、この裁判の背後に、反靖国運動を進めている一部勢力の介在することを推測させるものでした。

自民党では、三月末逸早く、箕面市支援の態度をかため、党名をもって文書を全国組織を通じて配布しました。日本遺族会も四月二十日、声明書を発表、大阪地裁の判決に断固反対し、箕面市長らを全面的に支援することをきめました。

◇裁判長の奇怪な憲法判断

本会も、事の重要性にかんがみ、基本問題委員会で、判決全文を慎重に検討し、会員諸賢の参考用として、判決の問題点をとりあげ問答集の形にとりまとめ、本会資料8としてすでに配布を開始しましたので、詳細は、同パンフレットによって御理解を願います。

ここでは、問題の概要と、判決の問題点をいくつかとり出して、「忠魂碑違憲判決」の及ぼす影響と、私どもの態度について簡単にふれたいと思います。

まず問題となった箕面市の忠魂碑というのは、大正五年、当時の帝国在郷軍人会箕面村分会が、日清・日露両役の戦没者を追悼記念する目的で、当時の村議会の議決を経て村有地の無償貸与をうけて建立したものです。

それが敗戦の年の十二月十五日に占領軍が出した「神道指令」それにつづく「忠魂碑・忠霊塔・銅像などの撤去通達」により、碑石部分が地下に埋蔵され、二十六年、市民たちの手で、箕面小学校わきに再建されました。

ところが五十年十二月、同校にプールを建設する必要上、市と遺族会が協議、市議会の議決をへて、これを同市新稲町の西小学校の仮運動場の一角に移されました。

この移転、再建は、全く市の教育事業整備の事情でおこったので、市は代替地購入費と移転再建費あわせて約八千六百万円を支出しました。このことについて、西小学校の近くに住む主婦神坂玲子氏らが五十一年二月、市長、市教委らを相手に①忠魂碑の撤去 ②移転、再建費等を市に返済することを求め、六年、三十五回の口頭弁論の結果、今回の違憲判決となったものです。

市長らは宗教的活動に過度にかかわり、かつ、忠魂碑の移設や公金支出が違法にもかかわらず、撤去や弁償をもとめなかったとして冒頭のような金品を市に支払うことを命じましたが、原告が求めた忠魂碑撤去や土地を代金引換えに不動産会社に返せという主たる訴えは主文において却下されています。

原告の訴えが、もともとムリ難題であって市議会で、満場一致、可決されたものを白紙に返せといっても、全く合法的に処理されたのですから、あるイデオロギーにこりかたまった裁判マニアの行動といってかまいません。ただ、奇妙なのは、古崎裁判長が、「クリスチャン」であったためとは思いたくないのですが、奇妙な憲法判断をもちこむことによって、市長らの行動は憲法二〇条、八九条に違反するから、しかじかの金員を支払えと命じ、マスコミは、主婦が六法片手に六年間頑張って、政教分離原則をみとめさせることに成功したと称賛しました。

◇戦死を〝非業の死〟と表現

判決理由を読んで、先ず感じることは、今回の判決が、かつての津地鎮祭を違憲とした名古屋高裁の判決と同様、日本人の一般的社会通念では、わりきれない、偏狭かつ独断的短絡的な解釈をしていることです。

たとえば、「忠魂碑の宗教的性格」について「忠魂碑は、戦死という非業な死

に方をした者に対するおそれ」から、慰霊、顕彰し、将来無縁となって祀られることのないようにするため建てたものだといっていますが、戦死を非業の死ときめつけ、その怨念をおそれるところから建立したという言い方は、普通の国民感情を真向から逆なでするようなものです。さらに、他方では、「忠魂とは忠義を尽して死んだ者の魂」だからと、忠節と非業の死を結びつけるばかりか、これら忠魂碑は、天皇の統治や昭和初年からの戦争を聖戦化し軍国主義教育に利用された——と左翼顔負けのようなこともいっています。

◇失効の神道指令を順奉

こうした考え方は、日本の国家的団結力が天皇を頂点とする国家神道にあると考えた占領軍が、日本を弱体化するため国と宗教を完全に分離し、軍国主義的思想を根絶するために発した神道指令の精神をそのまま順奉したものです。

たしかに、現憲法の二〇条、八九条は神道指令の意をうけて、世界にも類例のない「政教分離原則」をもりこんだものですが、神道指令は独立と共に失効し、憲法の解釈は、立法者の意図とは関係なく、時勢に応じて自主的に解釈されるのが当然ですから、独立後三十年もたって、今なお、神道指令の呪縛からぬけきれないような古崎裁判長らの判決は、ナンセンスというより、情けないものといってよいでしょう。

◇最高裁の判断は合憲

被告である中井箕面市長は、忠魂碑には宗教性がないと思っているといっていますが、それは全くその通りです。それを忠魂碑は宗教的施設、慰霊祭をやった遺族会は、いわば宗教団体、そうした宗教的活動に参加し、何千万円もの公金を投じた市長らは、宗教に過度にかかわったもので、憲法二〇条三項違反、大金をもって宗教的活動を援助したのは八九条違反であるときめつけたのですから、良識ある国民がアッケにとられたのもムリはありません。

箕面忠魂碑(大阪地裁の違憲判決は遺族の悲しみと怒りをかった)

津地鎮祭名古屋高裁の違憲判決は、原告側の証人や、「守る会」のメンバーを見ると、いずれも、習俗にすぎない地鎮祭を違憲とすることにより、靖国神社の国家護持の国民的願望に歯止をかけることが目的でした。

しかし、五十二年七月最高裁は、国と宗教の関係を完全に断つことは不可能に近く、社会通念的に相当とする限度を超えない限りは宗教と公機関のかかわり合いは問題がないといった、極めて妥当な「政教分離」のわが国における在り方に判断を下しました。

◇理論武装で反対勢力に対決

大阪地裁の判決の意図的な面は、右最高裁の解釈を逆用して、八千万円もの大金を支出したから過度にかかわったとこじつけるのですが、碑は基台をふくめ七メートルもあり、代替地も三百坪近い広さですから、坪三十万円にみたず、不当に高いとは思われません。

地鎮祭名古屋高裁違憲判決では、建設省があわてて地鎮祭自粛通達を出したため、各地で混乱がおきました。その点今回自治省の態度は冷静で、最終審の結論が出るまで、コメントするのはよくないといっていますから、以前のようなことはないかもしれません。

中井市長は、すでに四月五日、大阪高裁に控訴していますから、今後の成行きを注目する必要があります。ただ反靖国の勢力は、これからも執拗にマスコミ等を利用して、反核反軍国主義などともかくらめて、まきかえしをはかると思います。

本会は、今年こそ靖国神社の完全公式参拝を目指していますから、こうした勢力と十分対決できるよう、理論的にもよく勉強しておきたいものです。

(基本問題委員会)

お求めください

58年版 靖国カレンダー

「英霊にこたえる会」は、英霊顕彰国民運動の一環として、現在、「靖国カレンダー」五十八年版の予約受付けを行っています。

当カレンダーは、祖国の安泰を念じながら散華された英霊の遺書を掲載しているほか、靖国神社の四季やかつての戦跡を追悼する自然の風景、日本のふるさとの心をとらえたカラー写真など六枚綴りで構成され、58年版は34万部の刊行・頒布を予定しています。

靖国カレンダーの普及・頒布は、靖国のみたまにおこたえする直接の行動であるとともに、現代の人々に、歴史を正しく伝えていく恰好の材料でもあると堅く信じています。

格別のご理解とご協力を賜わり、本会員はもとより、新会員として入会するに当りましても、まず、「靖国カレンダー」をお求めいただきますよう、お願い申しあげます。

●頒価 一部五〇〇円、送料二四〇円、（二十五部以上おとりまとめの場合、送料は本会負担）

●予約申込について

一、申込期日　昭和五十七年九月三十日まで。

二、送付期日　昭和五十七年十一月中旬までに送付予定。

三、代金支払　昭和五十七年十二月末日までに申込み先へ。

四、靖国神社内に「靖国カレンダー業務室」が設けてありますので、ご参拝時に直接お申込みいただいても結構です。

●申込先　各都道府県本部または各団体事務局

ポスター5万枚配布

英霊にこたえる会では、靖国神社への公式参拝実現を熱望する国民的運動を盛りあげるため、B3版のポスター五万五千枚を制作、近く各都道府県、参加団体あて配付することになった。

これは、会の統一ポスターを作るという57年度事業計画に基づいたもの。

デザインは、平和のシンボル鳩と靖国神社の鳥居を象徴的にあしらい、「今年こそ」の悲願を直接キャッチフレーズにとり入れて、平和と繁栄のいしずえとなった英霊のために、一日も早い公式参拝の実現を、と訴えている。

配布を待つ統一ポスター

ポスターは各都道府県本部と参加団体に送付されるが、八月十五日に向けて効果的に利用されることを望んでいる。

本棚

新聞記者が語り継ぐ「戦争」

昭和五十年七月から読売新聞（大阪、五十六年十一月からは西部版も同時掲載）に連載され、ことし六月早々、千九百回を数えてなお続く大河連載を逐次、単行本化したもので、このほど十四巻「ガダルカナル」編が刊行された。

第一巻のあとがきに「ここで書こうとしているのは、戦史でも戦記でもない。わたしたち新聞記者とその週辺に存在した戦争の断片のようなものである」とあるが、まさしく語り手のほとんどは無名の人々。社会部記者によって、ひとつひとつていねいに綴られるその体験には庶民の人情があふれ、戦争というものの悲惨さ、人間の哀しさがしみじみと胸に迫る。空襲から南方戦線、沖縄、さらにはシベリアなど、とりあげるテーマも幅広い。既刊1～13巻定価八五〇円、14巻定価九五〇円。

読売新聞社刊。

声

許せぬ英霊の冒瀆者

箕面忠魂碑訴訟の判決を聞いて悲しさと怒りで胸が一ぱいです。原告側の忠魂碑に最敬礼させられたという恥知らずの言葉。祖国のために尊いお命を捧げられた方々に心からの敬礼をしない国が世界のどこにありますか。

国の不幸に殉じ楯となられた方々に一人よがりのいろいろな言い方をするのはご英霊を冒瀆するもので許しません。祖国を思わぬ人たちに同じ日本人としての愛情は持てません。時勢によって変るような考え方に左右されない私には、私自身の信念があります。私は、私たちの心を信じて征かれたご英霊へのお参りを一日も欠かしたことはありません。

逢いに来てくれ、といわれた靖国の森にお参りしたり、忠魂碑を建てて何が悪いのですか。私には判りません。英霊に感謝の誠を捧げる、この思いは日本人なら必ずひきつがれることを信じます。

（東京大森在住、本当の日本の女より）

●この「会報」は皆さまの入会金で発行されています。皆さまの入会をお勧めします。